

答 申

「新宿区基本構想の見直しについて」

「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について」

「新宿区都市マスタープランの改定について」

平成 1 9 年 2 月 1 7 日

新宿区基本構想審議会
新宿区都市計画審議会

答 申

本審議会は、２００６（平成１８）年７月７日、貴職からの諮問を受け、「新宿区基本構想の見直し」「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について審議を続けてまいりましたが、その結果をとりまとめましたので、ここに答申いたします。

審議会では、新宿区民会議の提言書を最大限尊重し、新宿区のあるべき将来像を展望するとともに、それを実現するための施策のあり方について鋭意検討いたしました。

また、新宿のまちづくりを一体的に示すため、都市マスタープランとの総合化を目指した検討も重ねてきました。

さらに、答申をまとめるに際しては、新宿区民会議、地区協議会をはじめ、多くの区民の方からのご意見・ご要望を参考にさせていただきました。

今後、新宿区におかれましては、この答申の趣旨を踏まえ、区民の参加のもとに、新しい将来像の実現に向けて、積極的に取り組んでいかれることを強く期待いたします。

２００７（平成１９）年２月１７日

新宿区長 中山 弘子 殿

新宿区基本構想審議会
会長 卯月 盛夫

18新都審第14号

平成19年2月17日

新宿区長

中山弘子 殿

新宿区都市計画審議会

会長 戸沼幸市

「新宿区都市マスタープランの改定について」に係る答申について

平成18年7月10日付18新都都第484号により、貴職から諮問のありました、「新宿区都市マスタープランの改定について」別紙のとおり、答申します。

本答申は新宿区基本構想審議会で審議されている新宿区基本計画と一体的なものとして作成しています。なお、本審議会での答申する範囲は、目次に記載のとおりです。

目 次

答申にあたって

基本構想審議会	1
都市計画審議会	4

基本構想

第1章	基本構想の見直し及び基本計画改定の背景	7
第2章	基本理念	8
第3章	めざすまちの姿	9
第4章	まちづくりの基本目標	10
第5章	区政運営の基本姿勢	13

基本計画・都市マスタープラン

第1章	めざすまちの姿とまちづくりの基本目標・都市構造	
1-1	基本理念	15
1-2	めざすまちの姿とまちづくりの基本目標	16
1-3	都市構造*	20
第2章	まちづくりの基本目標を実現するための個別目標 及びまちづくり方針	
1	新基本計画における施策体系	29
2	個別目標	34
	まちづくりの基本目標	35
	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	
-1	参画と協働により自治を切り拓くまち	35
-2	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	37
-3	区民自治の確立に向けた行財政運営をすすめるまち	39
	まちづくりの基本目標	42
	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	
1	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	42
2	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	44
3	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	47
4	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	49
5	心身ともに健やかにくらせるまち	51

まちづくりの基本目標	5 4
安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	
1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	5 4
2 だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	5 6
3 災害に備えるまち	5 9
4 日常生活の安全・安心を高めるまち	6 2
まちづくりの基本目標	6 5
持続可能な都市と環境を創造するまち	
1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	6 5
2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	6 7
3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	6 9
まちづくりの基本目標	7 2
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	
1 歴史と自然を継承した美しいまち	7 2
2 ぶらりと道草したくなるまち	7 3
3 地域の個性を活かした愛着をもてるまち	7 5
まちづくりの基本目標	7 7
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	
1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	7 7
2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	7 9
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	
	8 1
3 まちづくり方針*	8 4
3 - 1 土地利用の方針	8 4
3 - 2 都市交通整備の方針	9 3
3 - 3 防災まちづくりの方針	1 0 1
3 - 4 みどり・公園整備の方針	1 0 7
3 - 5 景観まちづくりの方針	1 1 3
3 - 6 住宅・住環境整備の方針	1 1 9
3 - 7 人にやさしいまちづくりの方針	1 2 2
第3章 地区別まちづくり方針*	
1 地区別まちづくり方針の考え方及び地区区分	1 2 5
2 地区別まちづくり方針	1 2 7
2 - 1 四谷地区まちづくり方針	1 2 7

2 - 2	筈笥地区まちづくり方針	133
2 - 3	榎地区まちづくり方針	139
2 - 4	若松地区まちづくり方針	145
2 - 5	大久保地区まちづくり方針	151
2 - 6	戸塚地区まちづくり方針	157
2 - 7	落合第一地区まちづくり方針	163
2 - 8	落合第二地区まちづくり方針	169
2 - 9	柏木地区まちづくり方針	175
2 - 10	新宿駅周辺地区まちづくり方針	181

第4章 基本計画に示す協働リーディング・プロジェクト 187

【提案】区民と専門家等によるチェックのしくみの創設 193

参考

1	用語集	195
2	新宿区基本構想審議会諮問文	204
3	新宿区都市計画審議会諮問文	205
4	新宿区基本構想審議会委員名簿	206
5	新宿区都市計画審議会委員名簿	208
6	新宿区基本構想審議会審議経過	209
7	新宿区都市計画審議会審議経過	211

- (1) 目次の*印のついた箇所が、都市計画審議会の答申です。
- (2) 第3章の地区別まちづくり方針に示した【まちづくりのソフト施策等】は、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」として答申する事項ではありませんが、各地区協議会の意見書を尊重し、記載しています。
- (3) 答申では、新宿区民会議の提言書、10の地区協議会の意見書の表現を受けて、「～を推進すべきである。」等の表現ではなく、「～を推進します。」等のように宣言調にしています。
- (4) 各ページの のついた用語の解説は、195ページから203ページの用語集を参照ください。

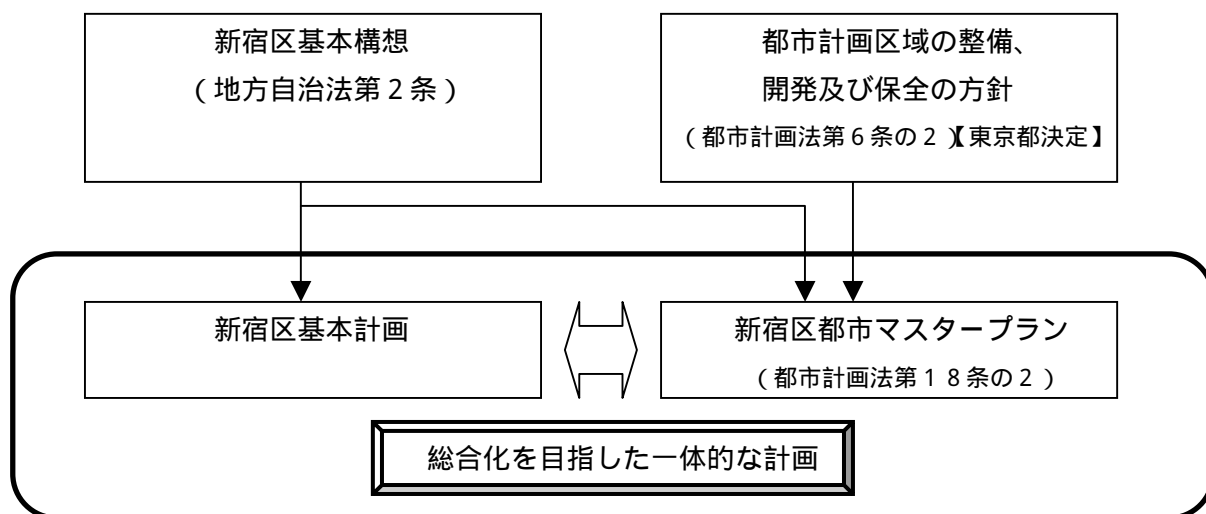
答申の構成等について

本答申は、次の二つから構成されています。

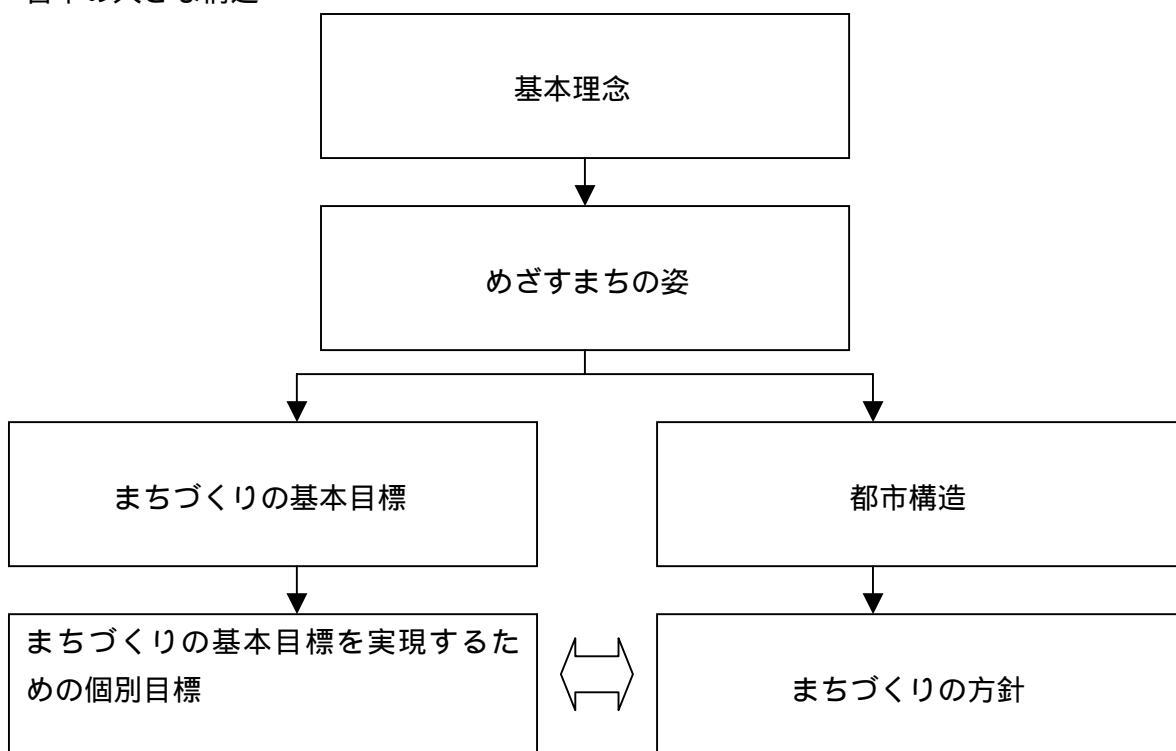
「新宿区基本構想」に係る答申

「新宿区基本計画」と「新宿区都市マスタープラン」との総合化に向けた答申

基本構想、基本計画、都市マスタープランの体系上の関係は下図のとおりです。



答申の大きな構造



答申にあたって

私たち35名で構成する「新宿区基本構想審議会」は、2006（平成18）年7月7日、中山新宿区長より、「新宿区基本構想の見直し」と「新宿区基本計画に盛り込むべき施策のあり方」について、諮問を受けました。

起草部会における熱心な議論を基に、ほぼ月2回のペースで開催した全体審議会を中心に審議が進められた結果、本日ここに、20年後を展望した新宿区の「めざすまちの姿」と、それを実現するための施策の方向性についての最終的なまとめを得ましたので、答申いたします。

答申するにあたりまして、本答申の特徴等について触れておきたいと思っております。

まず、大きな特徴の一つは、本審議会では、新宿区民会議が昨年6月に、区長に提出した「提言書」をベースに審議したことです。

区長は2005（平成17）年6月、基本構想の見直し及び基本計画、都市マスタープランの改定を、策定の初期段階から区民との協働と参画で進めるために、400名近い公募区民からなる新宿区民会議を立ち上げました。新宿区民会議では、1年間、区民の立場、地域の視点から、10年先、20年先の新宿区のあるべき姿を検討し、その結果を「提言書」にまとめ、区長に提出しました。この新宿区民会議「提言書」は、多くの区民の熱い思いと知恵が凝縮したものです。

区長は、本審議会への諮問にあたり、この「提言書」を最大限尊重するものとの意思を示されたため、本審議会では、当初の4ヶ月を提言内容の学習に費やすとともに、昨年12月にまとめた骨子案そして本答申にも、可能な限り提言内容を取り込む努力をいたしました。

したがって、今回の計画策定の基本となる考え方や方向性については、区民が「提言書」として示し、それをベースに私たち審議会委員がそれぞれの専門性や立場から審議し答申にまとめるといった形をとりました。これは、新宿区にとってもはじめての試みであり、画期的なものと考えています。

今後、区民との協働と参画によりまちづくりを進めていくのであれば、まちづくりのベースとなる基本構想、基本計画、都市マスタープランを策定の初期段階から多様な区民との協働と参画により創り上げていくことは必要不可欠です。新宿区においては、今回の試みで得られた貴重な経験を糧に、今後も、区民との協働と参画による実施計画、事業推進に果敢にチャレンジしていただきたいと期待しています。

二つ目は、住民自治の実現に向けた区民の思いと行動力を答申の核に据えたことです。

答申では、20年後を展望した新宿区の「めざすまちの姿」を【『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち】とし、6つのまちづくりの基本目標のトップに【区民が自治の主演として、考え、行動していけるまち】を掲げました。

『新宿力』という言葉は、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力と、もうひとつは多様性、先端性を受容する都

市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーの二つを包括的に表現したものです。

それは、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う、多くの人々による「自分たちのまちを、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい！」という熱い思いを象徴的に表したものです。

そして、まちづくりの基本目標のトップに掲げた【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】とは、まさに《自治をめざす力》としての《新宿力》を原動力にその実現を図るものであり、こうした住民自治の実現に向けた区民の思いと行動力を核に据えたのが、本答申の特徴です。

三つ目は「基本計画と都市マスタープランの総合化」を図ったことです。

本審議会への諮問に際し、区長からは、基本計画について、都市計画審議会で審議する都市マスタープランと総合化することの検討を依頼されました。両計画の総合化というのは、恐らく日本で初めての試みと思いますが、本審議会及び都市計画審議会では、二つの計画が区のまちづくりの大きな方向性を示すものであることから、別々に策定するのではなく、総合化し、ハードのまちづくりとソフトのまちづくりを一体的に示すことの意義を認め、総合化への挑戦を行いました。

お互いの審議会の審議状況に係る情報共有に努めるとともに、施策の細かな内容については必要に応じ両方の審議会長等が協議を重ね、昨年12月には、二つの計画を総合化した骨子案をまとめました。その後、さらに精査・調整を経て、今回、答申に至ったものです。

正直に申し上げれば、両計画の間にはまだ調整すべき事項はあると思いますが、総合化の第一歩は踏み出せたと評価しています。今後、区民により分かりやすく示すことにより、次のステップである実施計画や事業推進においても、これまで以上に区民の参画と協働がより一層進展することを期待するとともに、今後、ハードとソフトのまちづくりを一体的総合的に推進するための行政の体制整備も望まれるところです。

冒頭述べましたが、本審議会は新宿区民会議の「提言書」をベースに審議し、その提言内容や趣旨を可能な限り答申に盛り込みましたが、提言内容には個別具体的な事業レベルに関するものも多く、基本構想や基本計画に記述すべき内容を超えているものが少なくありません。しかし、これら具体的な事業レベルの提言内容は、今後の実施計画の策定および事業推進の際に極めて有効な情報であることを、行政は十分認識し、各段階での区民の参画と共働をさらに進めることによって、区民が真に望む事業が推進される事を、切に望むものです。

区民会議に参加した区民すべてが、今後の区の取り組みと対応を注視しています。

また、本答申では、平成20年度からスタートする新基本計画について、その進捗状況を行政だけでなく、行政外部からもチェックするしくみの早期創設を提案しています。計画の進捗管理に、区民や専門家による外部評価を組み込むことにより、計画・実行・評価・見直しという一連のサイクルの「評価」の部分についても、区民参画を制度として担保す

ることとなり、また、新宿区民会議提言に対する区の取組状況についての把握も可能となります。区においては、この外部評価のしくみを早期に導入し、区民との協働と参画によるまちづくりの内実をさらに高めていただくよう切望します。

最後に、この答申の趣旨が、今後策定される基本構想や基本計画に十分反映され、区民が愛着と誇りをもてる【『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち】・新宿区が実現されることを強く願うものです。

2007(平成19)年2月17日

新宿区基本構想審議会

会 長 卯 月 盛 夫

答申にあたって

新宿区都市計画審議会は、平成18年7月10日に、新宿区長から「新宿区都市マスタープランの改定について」の諮問を受けました。

審議会では、平成18年6月25日に区長に提出された新宿区民会議の提言書及び、同年8月24日に区長に提出された10地区の地区協議会の意見書を尊重して、新宿区都市マスタープランの改定について審議してきました。また、審議にあたっては、審議会のもとに「都市マスタープラン検討部会」を設置し、部会で骨子案及び答申案の検討を重ねてきました。

また、審議会では、都市整備のハード施策だけでなくまちづくりのソフト施策も含めた、区民、地域団体、事業者等に分かりやすい計画づくりを目指し、新宿区都市マスタープランと新宿区基本計画との総合化を試み、新宿区基本計画を審議する「新宿区基本構想審議会」とともに検討を行ってきました。

平成18年12月14日には、両審議会にて「基本構想・基本計画・都市マスタープラン骨子案」を作成し、区長に報告をいたしました。その後、この骨子案に対する区民等の意見を受けて、さらに審議を深め、その結果を取りまとめ、ここに答申いたします。今後、区において、新宿区都市マスタープランと新宿区基本計画との総合化が一層図られた計画づくりが進められることを望みます。

そして、この答申が概ね20年先を目標とする新宿区の「都市計画に関する基本的な方針」として、区民、地域団体、NPO、事業者、大学等、様々な主体の参画と協働のもと、時代の変化に対応し、答申の提言が着実に実行され、新宿区の将来像として掲げる《暮らしと賑わいの交流創造都市》が実現されることを強く期待いたします。

平成19年2月17日

新宿区都市計画審議会

会 長 戸 沼 幸 市

答申の構成等について

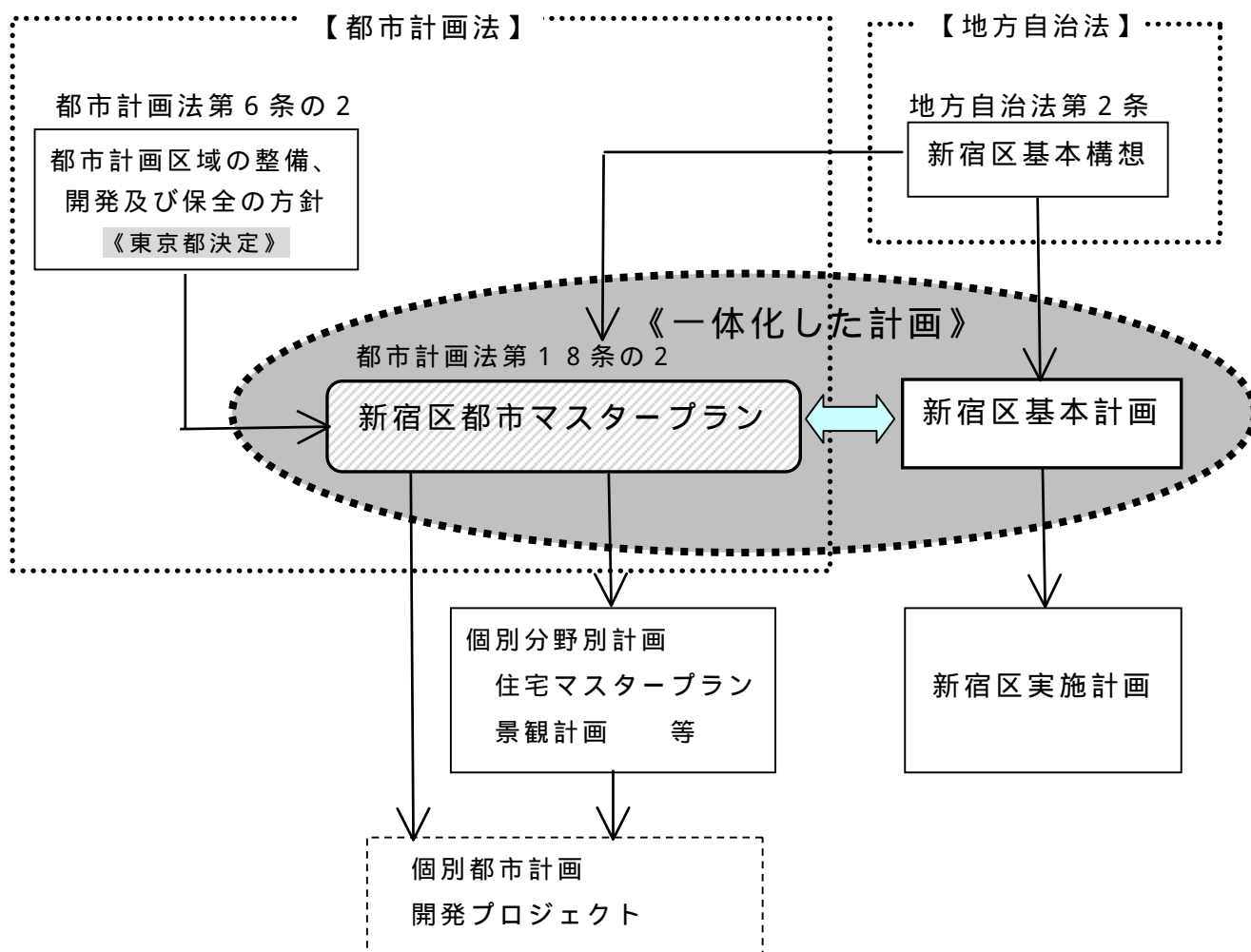
1. 都市マスタープランの位置づけ

都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する、「都市計画に関する基本的な方針」であり、区民、事業者、行政等が協働して進めるまちづくりの将来像とそれを実現するための方針、道筋を示すものです。

都市マスタープランは、地方自治法に基づく「基本構想」に即して定めることが都市計画法に規定され、「新宿区基本構想」に基づいて策定することになります。また、「東京都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を踏まえて、策定する必要があります。

さらに、都市マスタープランは、都市整備のハード施策に関するまちづくりの総合的な指針として定めるもので、住宅マスタープラン等の個別分野別計画や、市街地再開発事業等の都市計画は、この都市マスタープランとの整合性をもって策定されます。

【都市マスタープラン・基本構想及び基本計画の体系】



2 . 本答申の構成

本答申は、新宿区基本構想審議会でもとめられた「新宿区基本計画」の答申と「新宿区都市マスタープランの改定について」の答申を一体化したものになっています。

しかし、都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」であることから、次のとおり、答申の構成及び審議会でも答申する都市マスタープランの範囲を示します。

【答申の構成及び都市マスタープランの範囲】

